

あんしん

介護保険

～いつまでも 住みなれた このまちで～



津山市



2021年度 介護保険制度のおもな変更点

2021年4月から

●介護保険料が決まりました

第8期（2021～2023年度）の介護保険料が決まりました。

●介護報酬が変わりました

介護報酬が変わりました。そのため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わりました。

●介護予防・生活支援サービス事業の対象者が追加されました

介護予防・生活支援サービス事業を利用している人が、要介護認定を申請して要介護1～5のいずれかに認定された場合は、市区町村によっては必要と認められれば、継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

2021年8月から

●高額介護サービス費等の上限額が一部変わります

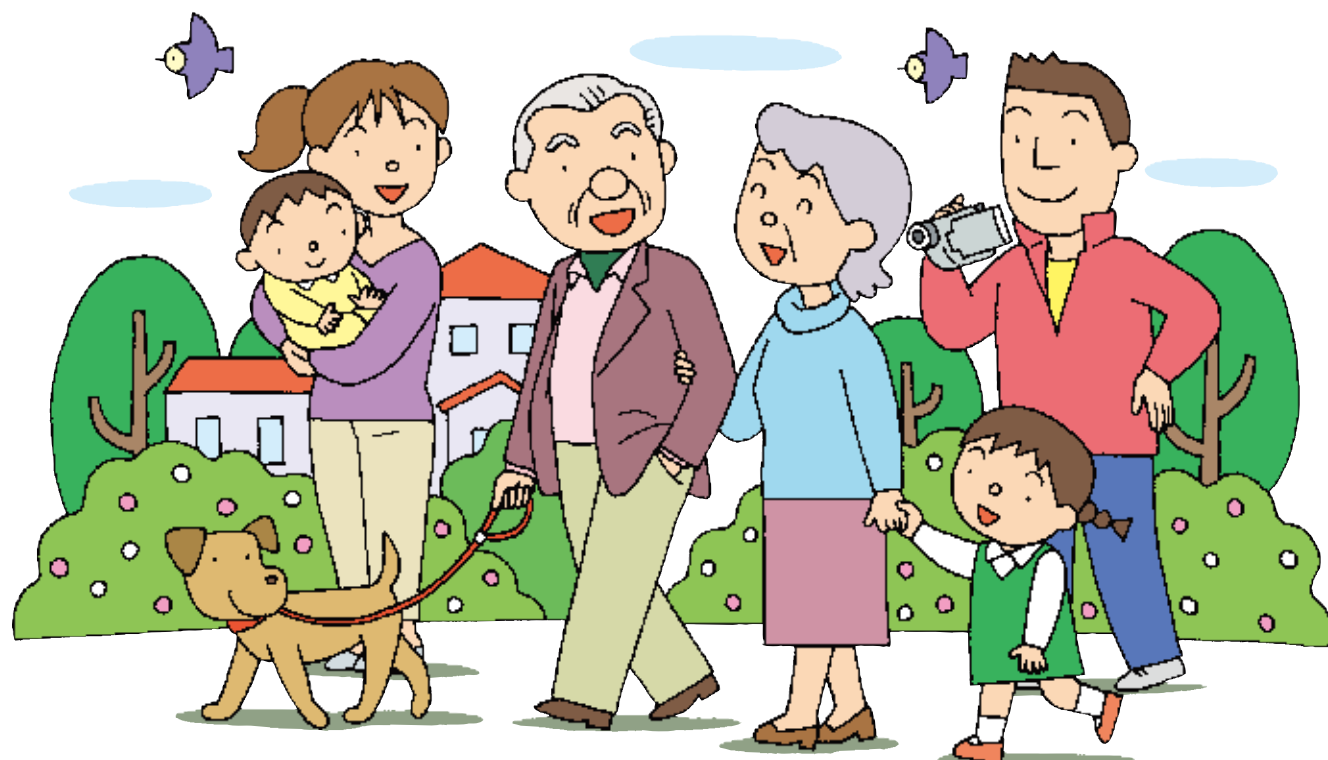
高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化されます。

●食費の基準費用額が変わります

施設を利用する場合に基準となる費用（基準費用額）のうち、食費の金額が変わります。

●特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります

特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
要介護認定	6
介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です	
ケアプラン	8
ケアプラン・介護予防ケアプランを 作成します	
利用者の負担	10
サービスにかかった費用の一部を 負担します	
介護サービス（要介護1～5）	12
介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	16
介護保険で利用できるサービス 施設サービス	
介護予防サービス（要支援1・2）	18
介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	22
介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	24
介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	
介護予防・日常生活支援総合事業	27
介護予防・日常生活支援総合事業	
介護保険料	31
介護保険はみなさんが納める保険料を 財源としています	
地域包括支援センター	36
困ったときは地域包括支援センターへ ご相談ください	



介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



介護保険サービスの自己負担分の支払い

要介護認定
介護保険被保険者証の交付
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請
介護保険料の納付

市区町村（保険者）

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 介護保険被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

P36

介護報酬の支払い

介護保険サービスを提供

サービス事業者

- 都道府県などの指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。

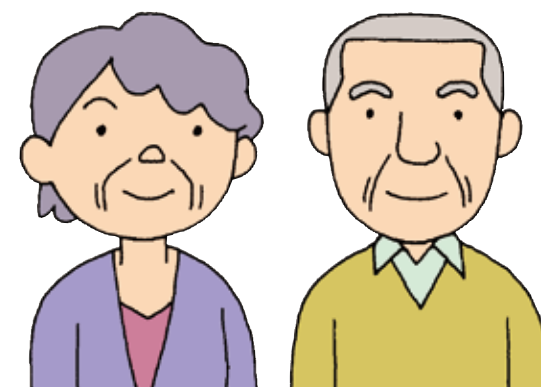


40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

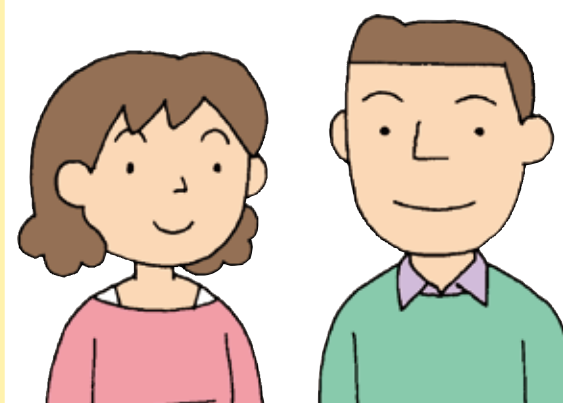
65歳以上の人



➡第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用します。

40～64歳の人



（医療保険に加入している人）

➡第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症 | <ul style="list-style-type: none"> ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | <ul style="list-style-type: none"> ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|--|--|

介護保険のサービスを利用するには要介護認定の申請が必要です



1 要介護（要支援）認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、市区町村の窓口にて認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。



介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターや市区町村に相談しましょう。詳しくはお問い合わせください。

P27

2 認定調査が行われます

認定調査

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない人は市区町村の紹介した医師の診断を受けます。



認定調査を受けるときは…

- 体調のよいとき（通常時）に調査を受ける
いつもと違う体調のときは、正しい調査ができないことがあります。
- 家族などに同席してもらう
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。
- 困っていることはメモしておく
緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくで安心です。
- 日常使っている補装具があれば伝える
つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期限は新規の場合は3～12か月、更新認定の場合は3～36か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

市区町村が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、介護保険の認定者に利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人で、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護保険の介護サービスが利用できます。

P8

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護保険の介護予防サービスと市区町村が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P8

非該当

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。介護サービスや介護予防サービスは利用できません。詳しくはお問い合わせください。

P27

おもな津山市の任意事業

- 家族介護支援事業：介護している家族を支援しています。
・家族介護教室（要介護者に配慮した介護の知識・技術の習得等）
・家族介護交流事業（介護者の交流の場を広げる等）
- 家族介護慰労金支給事業：介護度4又は5の高齢者等を介護サービス等の利用をせず、1年間在宅で介護している家族に対して慰労金を支給。
- 食の自立支援事業：一人暮らしの高齢者等（市町村民税の所得割非課税世帯）への配食サービスによる見守り支援。
- 介護用品支給事業：要介護3～5の市町村民税非課税世帯で、介護保険料を完納している方を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の支給をしています。
- 介護相談員派遣事業：介護サービスに関する相談等への対応や介護サービスの質的な向上を図るため、介護保険施設へ介護相談員を派遣しています。

ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します



介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

■居宅介護支援事業者とは

市区町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

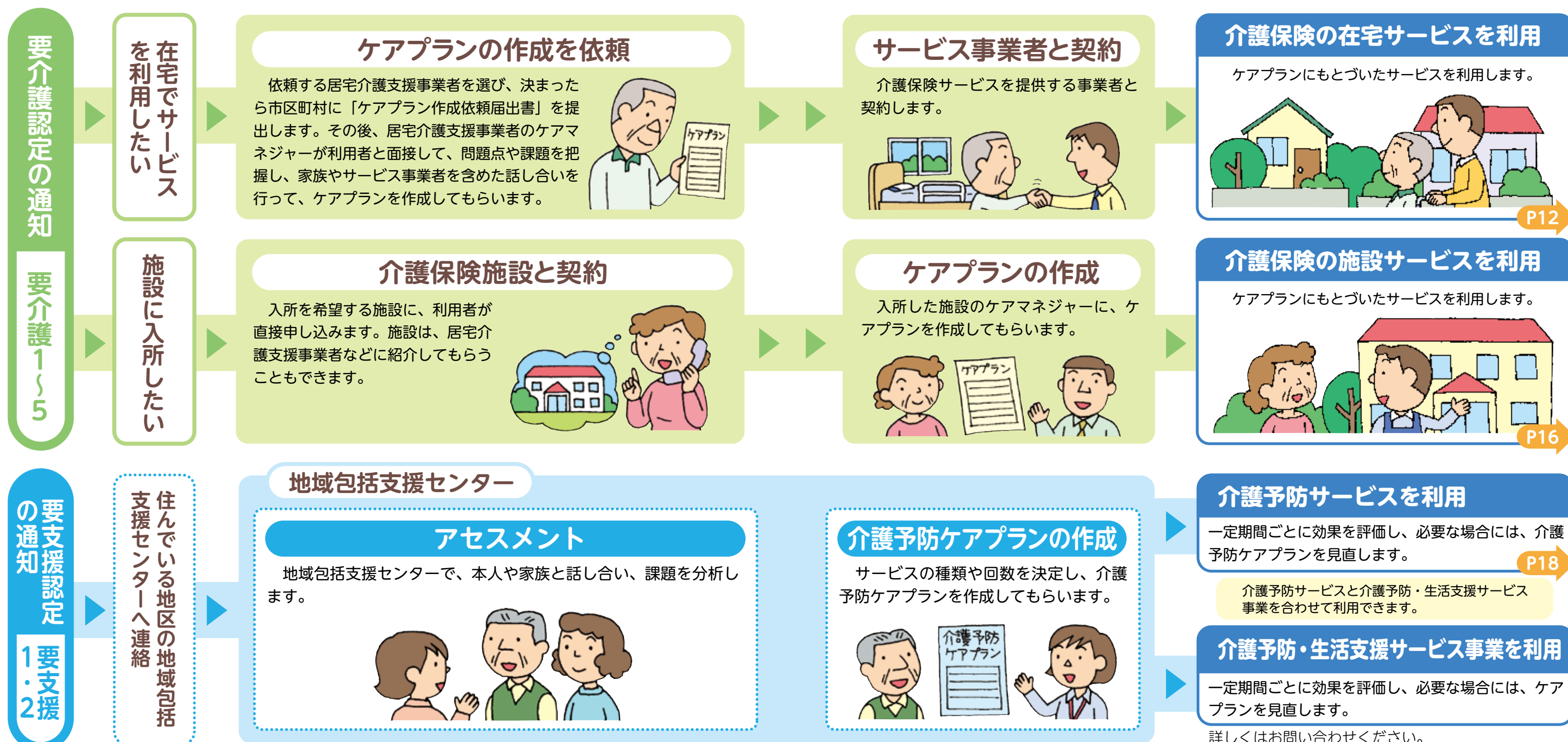
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

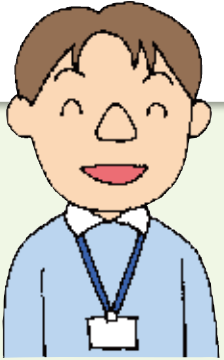


■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。





介護保険がサービスの利用を支えます

サービスにかかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。

3割負担になる人
本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担になる人
本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

上記に該当しない人は、1割負担になります

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。詳しくは32ページをご覧ください。

介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

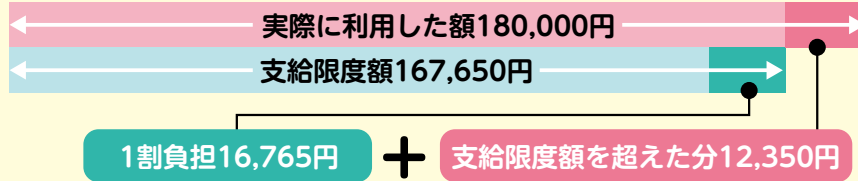
おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、**超えた分は全額利用者の負担となります。**

1か月の在宅サービスの支給限度額		支給限度額が適用されないサービス
要介護状態区分	支給限度額	
要支援1	50,320円	要支援1・2の人のサービス - 介護予防居宅療養管理指導 - 介護予防特定施設入居者生活介護 - 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） - 特定介護予防福祉用具販売 - 介護予防住宅改修費支給
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	要介護1～5の人のサービス - 居宅療養管理指導 - 特定施設入居者生活介護 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 - 特定福祉用具販売 - 住宅改修費支給
要介護5	362,170円	

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



1割負担16,765円 + 支給限度額を超えた分12,350円 = **合計 29,115円**



介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります

1か月の利用者負担（1割、2割または3割負担部分）が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの1割、2割または3割負担部分の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

2021年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が変わります。

◆利用者負担の上限額（1か月）

2021年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、その世帯の65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上いる場合520万円以上ある世帯の人	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

2021年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満 ●年収約383万円以上約770万円未満	93,000円 44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。詳しくは32ページをご覧ください。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

介護保険で利用できるサービス 介護サービス (在宅サービス)



在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

2021年4月から 利用者負担が変わりました。
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、2021年4～9月はすべてのサービスにおいて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。	
通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	99円

※移送にかかる費用は別途負担が必要です。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

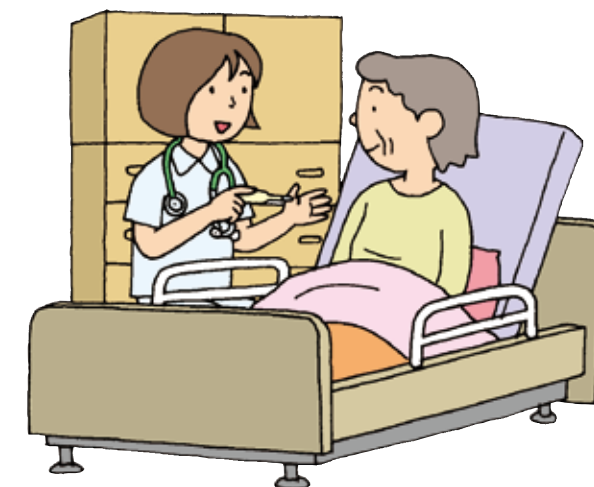
1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



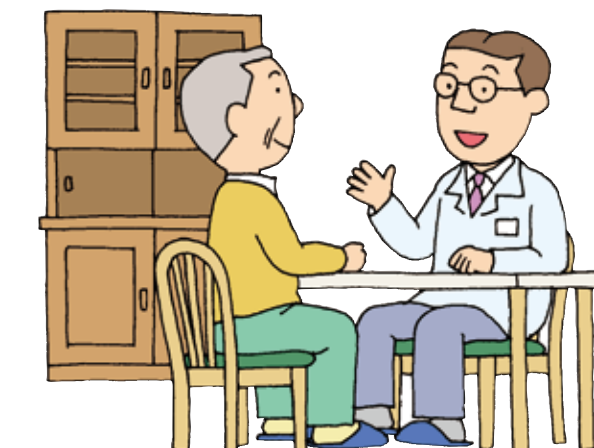
●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満の場合)	470円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満の場合)	398円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
-----------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む。
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む。
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります。

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ)
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす
短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	596円
要介護2	665円
要介護3	737円
要介護4	806円
要介護5	874円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	827円
要介護2	876円
要介護3	939円
要介護4	991円
要介護5	1,045円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円



施設で生活しながら介護を受けられるサービスです

介護保険で利用できるサービス 施設サービス



施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設のみ要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、1割、2割または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割、2割または3割 **+** 食費 **+** 居住費 **+** 日常生活費

●基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費……ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円、従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）、多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- 食費……1,392円（令和3年8月から1,445円） **2021年8月から 食費の金額が変わります。**

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます＜特定入所者介護（予防）サービス費＞。

2021年8月から 第3段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。詳しくは32ページをご覧ください。

- 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、() 内の金額となります。
- 次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。
 - ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合。
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合。
- ②については、**2021年8月から**
 - 第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - 第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - 第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - 第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

施設で生活しながらサービスを受けたい

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

介護療養型医療施設 (療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

●従来型個室…ユニットを構成しない個室 ●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです

2021年4月から

利用者負担が変わりました。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、2021年4～9月はすべてのサービスにおいて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス



介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

2021年4月から 利用者負担が変わりました。
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、2021年4～9月はすべてのサービスにおいて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

くわしくはP27

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

全身入浴	852円
------	------

自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



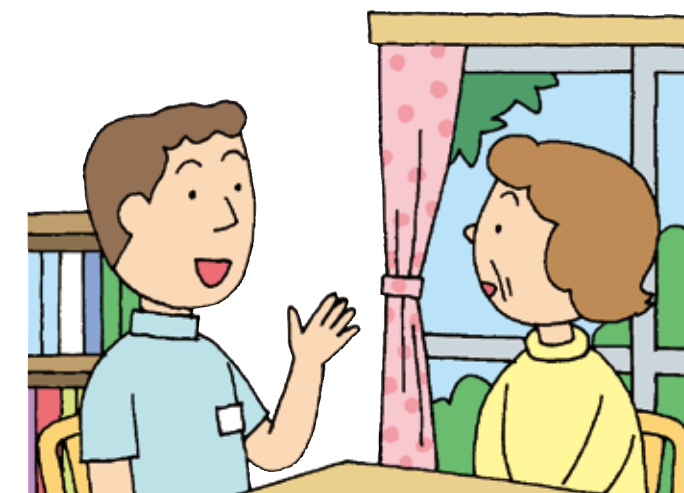
●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満の場合)	450円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満の場合)	381円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。
緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
--------------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。



●利用者負担のめやす〈1か月につき〉
共通的服务

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

※送迎、入浴を含む。
※食費、日常生活費は別途必要になります。

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせて利用することもできます。

運動器機能向上	理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
栄養改善	管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
口腔機能向上	歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要支援1	446円
要支援2	555円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室の場合〈1日につき〉

要支援1	610円
要支援2	768円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要支援1	182円
要支援2	311円



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。
【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

介護の視点から必要がある方で、日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます。

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす（車いす付属品を含む） ●特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） ●床ずれ防止用具
- 体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり（工事をとみなさないもの） ●スロープ（工事をとみなさないもの）
- 歩行器 ●歩行補助つえ

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P10）が適用されます。

◆軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いについて

- 要支援1・2及び要介護1の方の福祉用具貸与については、原則対象とならない品目がありますが、例外的に必要な状態であると確認できた場合には届出等により貸与が可能な場合があります。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請が必要です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛け便座 ●簡易浴槽 ●入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ●移動用リフトのつり具

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

◆利用者負担について

- いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

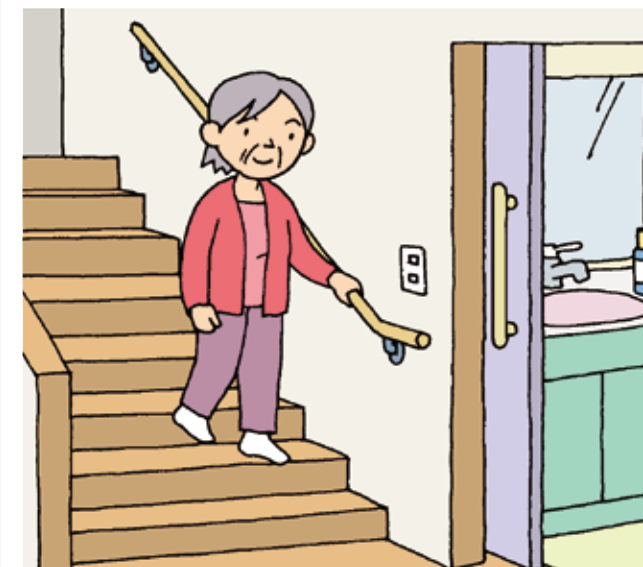
住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

事前に市区町村へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市区町村へ**事前に申請**／市区町村による確認

工事の実施・完了／支払い(全額)

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 改修前の日付入りの写真
改修後の完成予定の状況が分かるような図などを写真に記入してください。
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合。
- 改修の予定状況を記した図面

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修後の日付入りの写真を添付。

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス



住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

2021年4月から 利用者負担が変わりました。
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、2021年4～9月はすべてのサービスにおいて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす
(1か月につき)

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

※食費、日常生活費、居住費などが別途必要です。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす
(1か月につき)

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

※食費、日常生活費、居住費などが別途必要です。

身近な地域の施設に入所したい

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1日につき)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※食費、日常生活費、居住費などが別途必要です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1日につき)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	582円	582円	661円
要介護2	651円	651円	730円
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1か月につき)
介護、看護一体型事業所の場合

◆介護のみを利用

要介護1	5,697円
要介護2	10,168円
要介護3	16,883円
要介護4	21,357円
要介護5	25,829円

◆介護と看護を利用

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

※食費、日常生活費などが別途必要です。

●利用者負担のめやす〈7時間以上8時間未満〉
単独型を利用する場合

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

※食費、日常生活費、居住費などが別途必要です。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉
ユニット数2の場合

要支援2	748円
要介護1	752円
要介護2	787円
要介護3	811円
要介護4	827円
要介護5	844円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,025円/月
定期巡回サービス	386円/回
随時訪問サービス	588円/回

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

※食費、日常生活費などが別途必要です。

●利用者負担のめやす 7時間以上8時間未満の場合

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

介護予防に取り組みましょう！

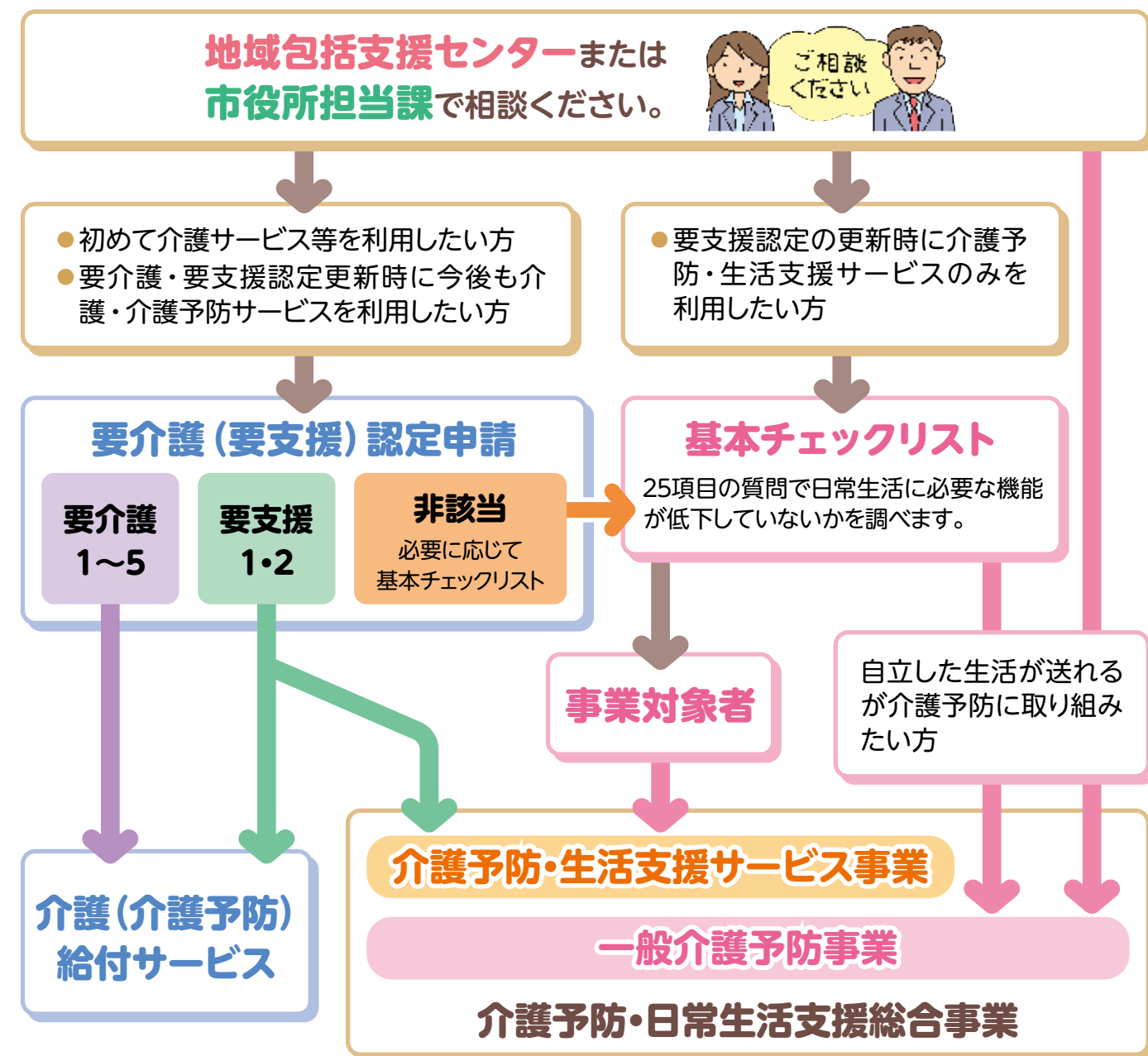
介護予防・日常生活支援 総合事業



いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、ご自身でできることを活かしながら生活することが重要です。介護予防・日常生活支援総合事業では、要介護・要支援認定で要支援と認定された方や基本チェックリストにより対象者と判定された方（事業対象者）が利用できる介護予防・生活支援サービス事業（P 28、29）と、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業（P 30）があります。

なるべく介護を必要としない自立した生活をするためにも、まずは、地域包括支援センターまたは市役所担当課にご相談ください。

利用までの流れ



介護予防・生活支援サービス事業ではこんなサービスが利用できます

訪問型サービス

介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

- 利用回数 週1回～
利用者の状態や支援内容に応じて決まります。
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。

●1か月あたりの利用者負担のめやす(負担割合1割の場合)

週1回程度利用	1,176円
週2回程度利用	2,349円
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	3,727円

※利用者負担のめやすは、負担割合1割の場合のものを掲載しています。負担割合2割の方は2倍、3割の方は3倍の額になります。
※旧介護予防訪問介護において認められていた加算については、介護予防訪問サービスにおいても認められています。その分自己負担額が変動します。



生活支援サポーター訪問サービス

生活支援サポーターが居宅を訪問し、ゴミ出しや掃除などの簡易な家事援助などを行います。

- 利用回数 週1回～2回程度
利用者の状態・支援内容に応じて決まります。
- 利用料 利用回数により異なります。

●利用者負担のめやす(1回の利用につき)

30分未満	200円
30分以上1時間未満	300円

※30分未満の利用については、週2回まで利用できます。
※同居の家族がいる場合は利用できません。(同一敷地内に家族がいる場合も同様です)



専門職応援訪問サービス

リハビリ専門職や栄養士などの専門職が居宅を訪問し、日常生活動作、栄養改善などの助言や指導を行います。

- 利用回数 利用者の状態に応じて決まります。
- 利用料 無料



通所型サービス

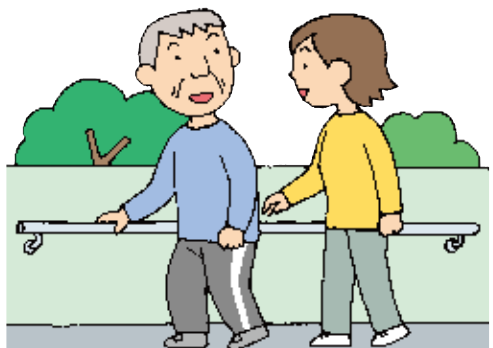
元氣いきいき通所サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)などで、食事・入浴などの日常生活上の支援・改善及び買い物や洗濯などの生活機能の維持・向上をめざし、一定期間での機能訓練を行います。

- 利用回数 週1回
- 利用者負担のめやす
(負担割合1割の場合)

1回	380円
----	------

※利用者負担のめやすは、負担割合1割の場合のものを掲載しています。負担割合2割の方は2倍、3割の方は3倍の額になります。
※食費、日常生活費、入浴にかかる費用は別途必要になります。



ふれあい交流通所サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)などで、日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練、レクリエーションなどを行います。

- 利用回数 週1回
要支援2の人は週2回まで
- 利用者負担のめやす
(負担割合1割の場合)

1回	300円
----	------

※利用者負担のめやすは、負担割合1割の場合のものを掲載しています。負担割合2割の方は2倍、3割の方は3倍の額になります。
※食費、日常生活費、入浴にかかる費用は別途必要になります。

介護予防通所サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事や入浴・排せつの介助、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。

- 利用回数 週1回～
利用者の状態や支援内容に応じて決まります。
- 利用料 月額制で、利用者の要介護度などにより異なります。

●1か月あたりの利用者負担のめやす(負担割合1割の場合)

基本チェックリスト該当者及び要支援1	1,672円
要支援2	3,428円

※利用者負担のめやすは、負担割合1割の場合のものを掲載しています。負担割合2割の方は2倍、3割の方は3倍の額になります。
※食費、日常生活費は別途必要になります。
※送迎、入浴を含みます。
※旧介護予防通所介護において認められていた加算については、介護予防通所サービスにおいても認められています。その分自己負担額が変動します。

一般介護予防事業

高齢者が健康に過ごすには、週3回、1回30分程度の外出が有効と言われています。一般介護予防事業では、体操教室などの「通いの場」の立ち上げ等、住民が主体となり、介護予防に取り組む事業です。(対象者：65歳以上のすべての高齢者とその支援者)

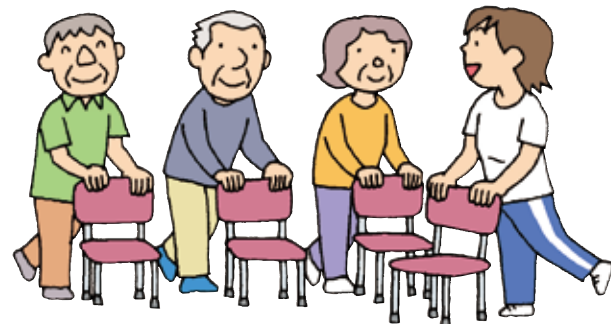
一般介護予防事業の活動に参加したい方や、通いの場の立ち上げにご興味がある方は、市高齢介護課または地域包括支援センターへご相談ください。

めざせ元気!!こけないからだ講座

高齢になると、運動や外出の機会が減り、身体の筋力が低下することで、今までできていたことが、できにくくなる可能性があります。

「めざせ元気!!こけないからだ講座」は住み慣れた地域の仲間と一緒に、週1回、体操をすることで、筋力をつけるだけでなく、認知症・閉じこもりなどの防止や、住民同士の見守り活動に役立つ体操です。

いつまでも住み慣れた地域で「からだ」と「こころ」と「社会とのおつきあい」を保ちながら元気でいきいきとした生活を送りましょう。



ふらっとカフェ

町内会単位または町内会より細かな区域(班・組)単位を基本にして、気軽に集まれる「居場所づくり」をする活動です。

高齢者が歩いて行ける範囲で地域の身近な場所に、月1回以上気軽に集まり、幅広い世代が自由に交流することで、会話やふれあい、生きがいを積極的に推進しています。

活動内容は多岐にわたり、茶話会、レクリエーションや趣味活動などで楽しく過ごすことで、閉じこもり、認知症予防につながります。

交流により互いに助け合い、支え合う関係づくりを広げていきましょう。



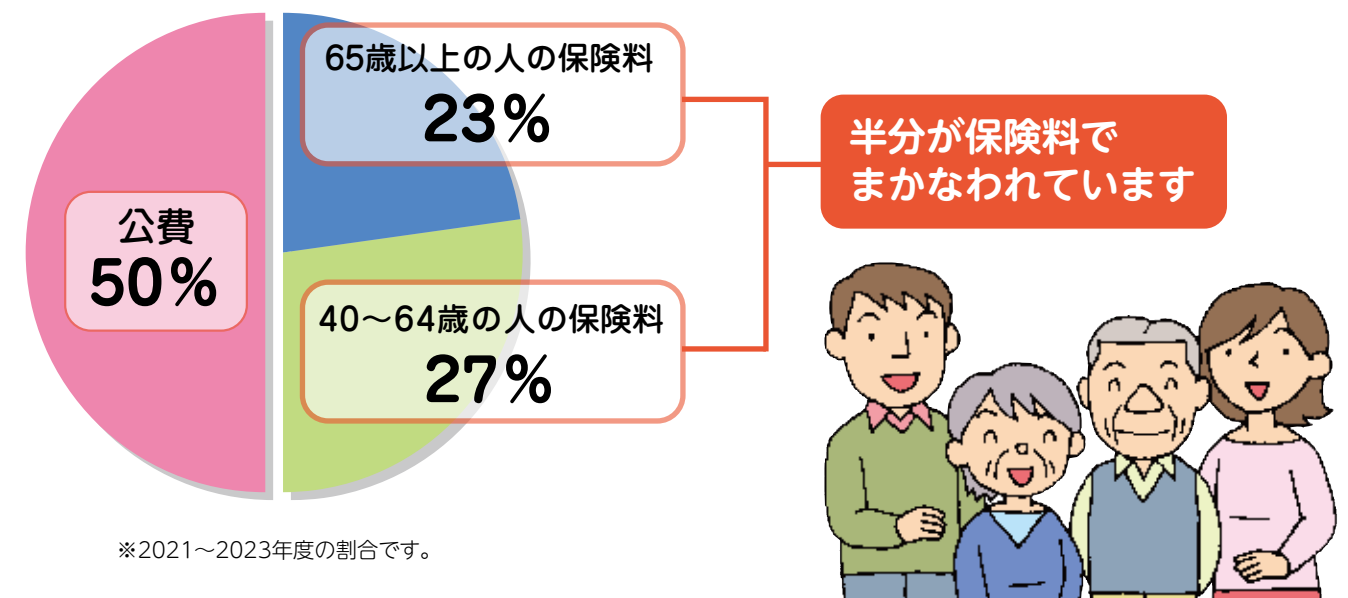
みなさんが納める介護保険料について

介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています



介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担分は除く)



保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護(介護予防)サービス費が受けられなくなる場合があります。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。

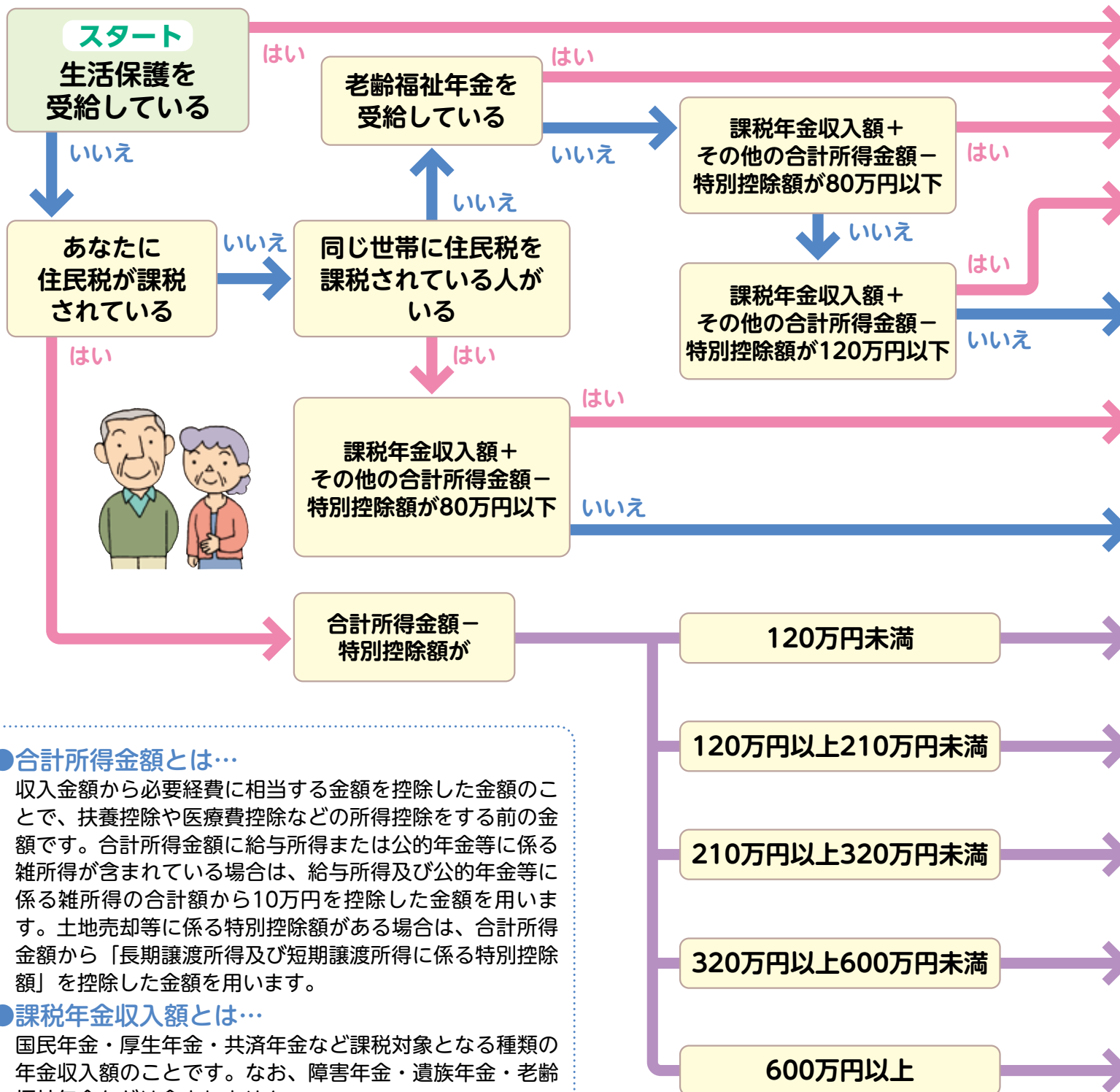
65歳以上の人 (第1号被保険者) の場合

65歳以上の人への保険料

保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じていくつかの段階に分けられ、個人ごとに決まります。あなたの保険料を確認してみましょう。

$$\text{基準額※(年額)} = \frac{\text{市区町村で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人への負担分(23\%)}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$

※各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。



●合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●課税年金収入額とは…

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

65歳になる年度の保険料について

40～64歳は医療保険の保険料に介護保険分も含まれていましたが、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）からは介護保険料は単独で納めます（送られてくる納付書で納めてください）。

なお、65歳になる年度は医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは年度初め（4月）から65歳になる月の前月までの分を、年度末（翌年3月）までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。



改正点

消費税率引き上げに伴い、第1～3段階の人には公費負担による軽減措置がとられ、介護保険料が軽減されています。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + その他の合計所得金額 - 特別控除額が80万円以下の人	基準額 × 0.3	21,600円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + その他の合計所得金額 - 特別控除額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.5	36,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + その他の合計所得金額 - 特別控除額が120万円超の人	基準額 × 0.7	50,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、課税年金収入額 + その他の合計所得金額 - 特別控除額が80万円以下の人	基準額 × 0.8	57,600円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、課税年金収入額 + その他の合計所得金額 - 特別控除額が80万円超の人	基準額	72,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 - 特別控除額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	86,400円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 - 特別控除額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	93,600円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 - 特別控除額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	108,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 - 特別控除額が320万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.7	122,400円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 - 特別控除額が600万円以上の人	基準額 × 2.0	144,000円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

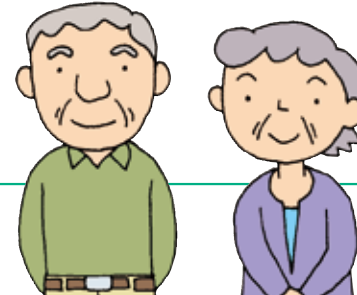
65歳以上の人 (第1号被保険者) の場合

保険料の決め方と納め方

65歳以上の人保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用をもとに決められます。

決め方

下記のように算出された「基準額」から、みなさんの所得に応じて段階的に保険料が決定されます。



基準額 (月額)

市区町村の介護サービス総費用
のうち第1号被保険者負担分
÷
市区町村の第1号被保険者数

÷ 12か月

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から



●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

納め方

保険料の納め方は、受給している年金額によって決められますので、個人で納め方を選ぶことはできません。

年金が年額18万円以上の人

年金から差し引き(特別徴収)

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などです。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金 支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

■次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ……など

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替(普通徴収)

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■保険料納付は口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

●保険料の納付書 ●預（貯）金通帳 ●印かん（通帳届け出印）

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。



第2号被保険者

40～64歳の方の保険料

加入している医療保険によって決め方、納め方が違います。

	決めり方	納め方
国民健康保険の方	所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決められます。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険料として世帯主が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決められます。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

困ったときは

高齢者の介護、健康、暮らしなどの心配事は

地域包括支援センターへ ご相談ください

認知症の支援

認知症総合支援

- 理解啓発・支援体制づくりを行います。

介護や生活などの相談

総合相談

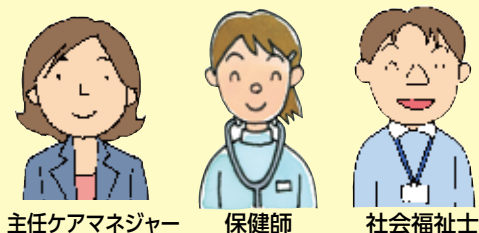
- 近所の一人暮らしの高齢者が心配。
- 物忘れがある家族の相談がしたい。など

自立した生活のために

介護予防ケアマネジメント

- 事業対象者・要支援1・2と認定された方の、介護予防ケアプランを作ります。

地域包括支援センター



権利を守ること

権利擁護

- 財産管理に自信がなくなったとき。
- お金の支払いや契約に関することに不安があるとき。

福祉のまちづくり

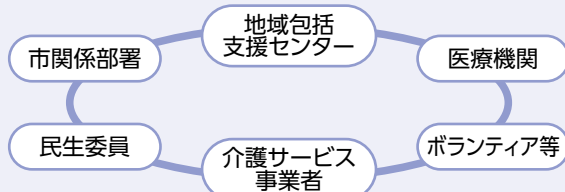
小地域ケア会議

- 地域の情報交換・共有・課題検討の場に参加し、解決に向けて考えます。

暮らしやすい地域のために

包括的・継続的ケアマネジメント

- さまざまな機関とのネットワークを作り、調整します。



ご相談は地域包括支援センター、各サブセンターへどうぞ。

北部サブセンター

(市役所内)

☎(0868)23-1004

加茂サブセンター

(加茂町福祉センター内)

☎(0868)42-5135

勝北サブセンター

(勝北福祉センター内)

☎(0868)36-6135

東部サブセンター

(鶯園内)

☎(0868)26-7822

津山市地域包括支援センター(社会福祉協議会)

事務所:市役所1階

☎(0868)23-1004

西部サブセンター

(サンライフみのり内)

☎(0868)28-4135

久米サブセンター

(久米福祉センター内)

☎(0868)57-2135

南部サブセンター

(市役所内)

☎(0868)23-1004

中央部サブセンター

(市役所内)

☎(0868)23-1004

お問い合わせは…

本庁 高齢介護課 (0868)32-2070

加茂支所 (0868)32-7032

阿波出張所 (0868)32-7042

勝北支所 (0868)32-7023

久米支所 (0868)32-7013

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

